

田川市春日神社「岩戸神楽」の系譜

佐々木 哲哉

豊前国田河郡弓削田庄鎮守神春日神社

田川市春日神社は、武甕槌命・経津主命・天兒皇根命・比売大神を祀つて、旧称春日四所大明神。近世には豊前国田川郡弓削田六村（宮尾弓削田村・上西弓削田村・下西弓削田村・河原弓削田村・見立村・後藤寺町）の産土神であった。この地域は、中世末期には周防大内氏の治下であり、関ヶ原戦後豊前に入国した細川氏が慶長六年（一六〇一）に実施した國中検地では、弓削田村として一村構成をとっていた。さらに過れば、鎌倉末期のものと推定される「摂関家渡領目録」（九条家文書）には、「法勝寺領（中略）弓削田庄 年貢米三百卅五石余」とあって、弓削田庄の名が見え、平安末期には摂関家領、すなわち藤原氏の庄園として成立をみていたことが窺われる。「年貢米三百卅五石余」は、ほぼ慶長年間の弓削田村一村にあたる。と見て差支えなからう。

摂関家領として成立した弓削田庄に、藤原氏の祖神・崇徳神としての春日四所大明神が庄園鎮守神として勧請されたことは極めて当然の成り行きといわねばなるまい。現在春日神社に残る最古の文書は、「元龜二年辛未三月七日 二村對馬守里種 花押」と末尾に記さ

れた宮帳一巻であるが、それによると、弓削田庄は中世以後は武家領となり、文明十二年（一四八〇）からは大内氏の給人に知られることとなったが、春日四所大明神の祭祀は庄内の各名の負担によって営まれ、庄園鎮守神祭祀の形態が維持されていた。こうした鎮守神春日大明神の庄城支配は近世になっても持続され、近世初期に三カ村（宮尾弓削田村・西弓削田村・河原弓削田村）、さらに五カ村から六カ村（西弓削田村が上・下二村に分かれ、享保年間以下西弓削田村から見立村が分村）へと分離していく中でも、一村一社という神社の近世的再編成へと移行することなく、旧来からの弓削田六カ村の産土神としての地位を保ちながら現在に至っている。

春日神社の岩戸神楽

春日神社の岩戸神楽は、その起源については必ずしも明らかでないが、元龜二年（一五七二）から文化十三年（一八一六）までの春日大明神に対する寄進の事績を記した「豊前国田川郡弓削田庄春日大明神宮帳」（年号不詳）には、慶安三年（一六五〇）に「面七而華彩色也」と見え、天和三年（一六八三）には疫病鎮静の御願成就と

して、「中絶の旧例を糺し」て神楽殿を建立したとあるので、近世初期に溯ることも考えられる。確かな記録としては宝暦四年（一七五四）三月の「田河郡宮尾弓削田村宮帳」（六角家文書）に、
（因懸）唯今之御祭ハ九月二十八日之晚御神楽御座テ、翌廿九日御供御西國へ、
子中社ヲ社於日御宮座之儀式御座候（後略）
とあり、また、天保十五年（一八四四）辰六月の「田川郡村々諸

祭禮式書上帳」（六角家文書）にも、

三月二日三日祭礼 浮殿下中地江神樂
一、村舞 一、獅子舞 一、毛舞 一、舟舞 一、笛舞 一、獅子舞
二、二日夜於御座所岩戸神樂執行仕 翌三日翌朝之上香角力執行仕候
九月廿八日夕 廿九日迄祭礼
廿八日夕岩戸神樂執行 翌廿九日西弓削田村見立村盛子中押殿二面祭禮執行仕候

とあって、近世中期には九月二十九日の大祭の前夜、近世後期には祭礼行事の変動によって三月二日夜と九月二十八日夕にそれぞれ神楽が執行されていたことが窺われる。近世の神楽はそのすべてが社家によって奉仕される神職神楽であったことからすれば、春日神社の場合も田川郡内の社家組織によつたものと思われるが、具体的にそれを示すものはない。

近世の神職神楽は明治維新後の社家組織解体によつてあまねく廃止され、県内でも氏子組織、もしくは嘉應・遊賀両郡のように新しく組織された神職会によつて受け継がれたものだけががらうじてその命脈を保っているが、春日神社でも氏子組織によつてそれが受け継がれていた。復活の時期は明らかでないが、現在継承されている

ものは、戦時中に一時中断されていたのを、昭和四十五年に保存会を結成して復活させたものという。現在は五月（第三土・日曜）の神幸祭と、七月下旬の夏越祭り、十月末日の「神待ち」（最近では休日を選んで十一月三日）の日に奉納されており、そのほか九月から十一月にかけて、田川市郡・京都郡・行橋市などの神社の祭礼にも招かれて奉納している。

現行神楽の演目は、昭和八年に当時の神楽座の人々が旧来の口伝をもとに三十三番の演目にまとめたという『御神楽之奏』（津川鹿信・津川秀雄集録）によつては、そのうち、別表1に表示した約二十番が継承されている。

『御神楽之奏』は最初の「清被之舞」を加えると実際には三十四番となるが、このうち連続するものを一つの演目にまとめたり、配役の都合で若干の入れ替えがあったりして、必ずしも毎年同一演目、同一順序にはなっていない。しかし毎年ほぼ十二番、三時間半程度舞われている。ちなみに平成元年五月の神幸祭で舞われた演目を記すと次のとおりである。

1. 清被の舞 一人舞で約十分 格衣・白袴・烏帽子。

三方に餞米を設けて登場、被詞を奏上したのち、舞いながら四方に餞米を撒いて抜く。

2. 四神の舞（現在は五行の舞と称している）四人舞 約十五分
いずれも格衣・白袴・烏帽子。格衣の色は木神・火神・金神・水神の順に青・赤・白・黒、採物は四神ともに鈴・扇。それぞれが司

別表1 『御神樂之舞』演目一覽(○印が現在継承されている演目)

演目	出場の神名	方位司之神	服装・頭	探り物
① 持鼓之舞	天児屋根命	中臣神	烏帽子・格衣(白)	扇子・三方・饅米
② 四神之舞	句句魂馳神	東方木神 南方火神 西方金神 北方水神	烏帽子・格衣(青) 烏帽子・格衣(赤) 烏帽子・格衣(白) 烏帽子・格衣(黒)	扇子・鈴 扇子・鈴 扇子・鈴 御幣・笏
③ 風神之舞	級長戸邊神	風神	烏帽子・格衣(白)	御幣・笏
④ 土神之舞	壇安神	中央土神	面・衣(黄)	扇子・矛
⑤ 花神之舞	句句魂馳神	東方木神 南方火神 西方金神 北方水神	烏帽子・格衣(黄) 烏帽子・格衣(赤) 烏帽子・格衣(白) 烏帽子・格衣(黒)	扇子・花菓子 扇子・花菓子 扇子・花菓子 扇子・花菓子
⑥ 御歌斗之舞	級長戸邊神	風神	烏帽子・格衣(白)	御盆・饅米
⑦ 方位儀之舞	級長戸邊神	風神	烏帽子・格衣(白)	御盆・饅米
⑧ 迎具土神	迎具土神	東方木神 南方火神 西方金神 北方水神	禪・赤熊 禪・白熊	太刀 太刀 太刀 太刀
⑨ 金山思古神	金山思古神	中央土神	禪・赤熊	太刀・小刀
⑩ 弥都波能売神	弥都波能売神	中臣神	烏帽子・袴衣	御幣・笏
⑪ 香取之舞	天児屋根命	香取神	面姿	千早
⑫ 鹿島勇武之舞	武甕槌神	鹿島神	面姿	千草・弓矢
⑬ 大己貴之舞	大己貴命	大國主命	面姿	麁牙
⑭ 漁狐之舞	事代主命	事代主神	面姿・袴衣	麁牙・千早
⑮ 鳥船使神之舞	天鳥船命	鳥船神	烏帽子・格衣	牙
⑯ 千引之舞	建御名方命	建御名方神	面姿・袴衣	釣棒

演目	出場の神名	方位司之神	服装・頭	探り物
16 手草之舞	天児屋根命	中臣神	烏帽子・袴衣	鈴・扇
⑰ 弓取之舞	天太玉命	占神	烏帽子・袴衣	鈴・扇
⑱ (阿鬼之舞)	天忍日命	占神	烏帽子・袴衣	弓矢または
⑲ 先頭之舞	天久米命	占神	烏帽子・袴衣	千早
⑳ 官問之舞	先頭ノ神	翁ノ神	面姿(翁面)	扇
㉑ 猿田彦之舞	天児屋根命	中臣神	烏帽子・袴衣	御幣・笏
㉒ 猿女之舞	天細女命	官問ノ神	面姿	茅薙牙・鈴・扇子
㉓ 鬼神之舞	須佐之男命	興玉之神	面姿・袴衣	扇子・矛
㉔ 神籬之舞	天児屋根命	中臣神	面姿	牙
㉕ 飲菰之舞	八心思兼命	思兼神	面姿	御幣・笏
㉖ 太玉之舞	天太玉命	占神	面姿・袴衣	大幣
㉗ 大幣之舞	野槌命	東方木神	面姿・袴衣	笏・扇
㉘ 榊之舞	山道命	南方火神	烏帽子・袴衣	五百枝野篋八十五玉聖使・扇
㉙ 劍之舞	天津真瀨命	赤熊	赤熊	五百枝真賢木・扇
㉚ 神籬之舞	石凝姥命	玉祖之神	烏帽子・袴衣	日牙
㉛ 天師明玉命	天日靈之命	中臣神	烏帽子・袴衣	八咫ノ鏡・扇
㉜ 長白羽命	天児屋根命	占神	烏帽子・袴衣	八咫勾玉・扇
㉝ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	白和幣・扇
㉞ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	青和幣・扇
㉟ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	御幣・笏
㊱ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	千早文布
㊲ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊳ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊴ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊵ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊶ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊷ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊸ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊹ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊺ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊻ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊼ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊽ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊾ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴
㊿ 天羽槌命	天羽槌命	中臣神	烏帽子・袴衣	扇・鈴

る東西南北の順に登場して、東方より一神一歌を奏しながら舞う。
3、土神・風神の舞（風神之舞と土神之舞をあわせたもの）二人舞
約十分

風神は格衣・白袴・烏帽子、採物は幣二本。土神は黄色の狩衣に
縞目の裁着袴、毛頭に赤い面、しかん杖を持つ。風神・土神の掛け
合いのあと、両神が争いながら激しい動きで舞う。

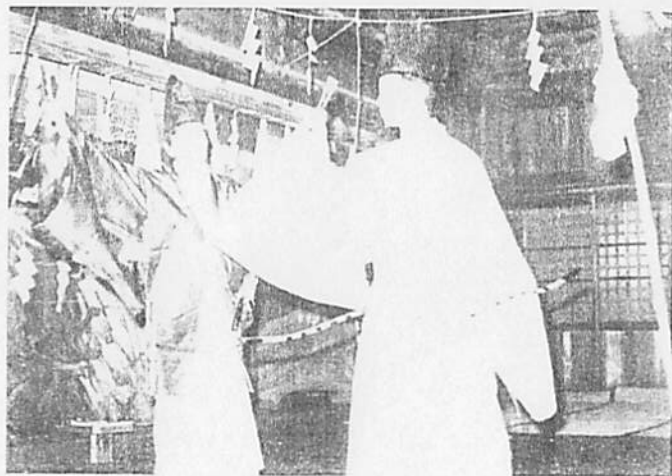
4、花神楽の舞（花神之舞）四人舞 約十五分
東西南北の諸神が、格衣・白袴・烏帽子に扇を携え、散華をしな
がら優雅に舞う。

5、方位鎮めの舞（一本太刀の舞）四人舞 約十五分
東西南北の諸神。白衣・白袴・毛頭（三神は白、二神は黒）
それぞれに太刀を採り勇壮に舞う。

6、鎮めの舞（兩太刀の舞）一人舞 約十分
白衣・白袴に白の毛頭の一人が太刀二本を持って、激しく太刀を
振りながら舞い、太刀の切っ先を腹やのどに当ててトンボをきつた
りする。

7、御敷斗の舞 一人舞 約六分
格衣・白袴・烏帽子の装束で、両手に米を入れた折敷をのせて、
中の米をこぼさないように身体を回転させながら舞う。

8、弓取りの舞 四人舞 約十分
狩衣に白袴・烏帽子。扇と弓を手にして優雅に舞う。
9、兩鬼の舞 二人舞 約十五分
千早・哉首袴・赤しゃくま・赤面の赤鬼が、しかん杖を持ってへ

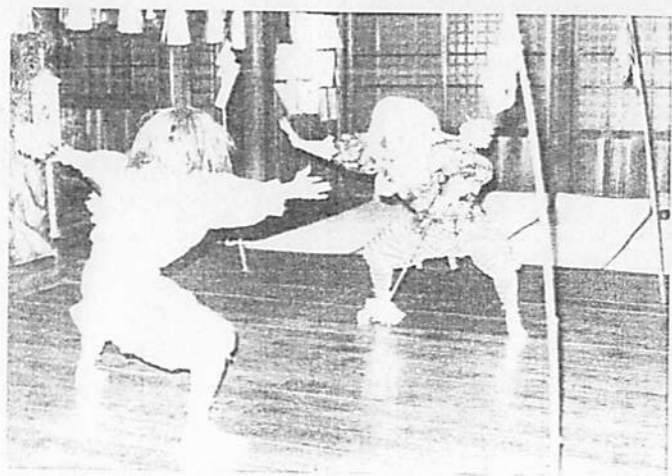


弓取の舞（昭和48年）

モラスに鯛釣りの所作をする。本来の先驅の舞とは異なる。

11、猿田彦の舞（言問之舞・猿田彦之舞・猿女之舞を合わせたもの）
三人舞

最初に中臣神が御幣を手にして登場、小舞を舞う。次いでようら



兩鬼の舞（昭和48年）

んばいを踏みながら舞う。舞の途中で見物の子供を抱き上げたりす
る。

10、先驅の舞（漁瓢の舞と烏船使神の舞）二人舞 約十分
事代主命が翁の姿で登場。狩衣・白袴に扇子と釣竿。釣竿でユ

くをかぶり女面をつけた天細女命が出て小舞を舞う。そのあとに赤
面を着けた猿田彦命が鉦を持って登場し、三者の間に天孫降臨に関
する問答があつて、最後に猿田彦命だけが残つて舞う。約十五分。
12、岩戸の舞 一人舞 約十分
手力男命が千早（大袖）に哉首袴のいでたちで面をかぶり、幣を
持って登場。しばし勇壮な舞を舞つたのち、岩戸を開く。

一応、この十二番が基本的に舞われているものであるが、このほ
かに櫛の舞・太玉の舞・先驅の舞（本来のもの）・神の舞・番登之
舞などが保存会で受け継がれているという。しかし、上演が三時間
以上にもなると、見物の者も少なくなるので、ほぼ十二番程度に留
めているとのことである。

岩戸神楽の流伝

春日神社の神楽は、「宮帳」の記載によれば前述のように江戸初期
に廻ることになるが、もしそうだとすると、当初から現在の形の岩
戸神楽が存在していたとは考えられない。近世における春日神社の
神楽を知る手掛かりとなるものには、神社に伝存されている「里神
楽全書」と表書きを施した近世中期以降のものと思われる写本があ
る。これをさきの昭和八年に編纂された『御神楽之系』と比較する
とき、演目の内容に多少の違いがあるものの、かなりの共通する部
分が認められる。このことからすれば、現行春日神社の岩戸神楽の
系譜を辿るには、まずこの「里神楽全書」から検討してみる必要が
あるかと思われる。

注目されるのは、この「里神楽全書」は本文の標題に「里神楽本

これらが「御神楽本末」の加わる以前の、田川郡神職神楽の残存であるのかもしれない。

春日神社に青山の「御神楽本末」が伝えられたいきさつは明らかでないが、社家どうしの繋がりと考えるよりほかはない。直方多賀神社の大祝吉山敏文は、前述のように吉田神道に所属し、筑前における国学・神道の首唱者であった。一方の春日神社でも、承応二年(一六五三)に大宮司重藤吉次が京都吉田家より神道裁許状を受け、田川郡内の社家支配を命ぜられ、以後代々誰目裁許状を受けている。(春日大明神由緒并世代書)。双方ともに吉田神道に所属していたということになる。吉田神道が神道思想鼓吹のために神楽に神話劇を加え、それが里神楽として地方に普及したのは江戸中期のことと言われている。青山の「御神楽本末」でも、天孫降臨説話をもとにした「猿女衝舞曲」が加えられたのは前述のように享保十一年のことであった。それ以前には、演劇的神楽は「磐戸」のみで、あとは直面の探物神・附・剣・弓・箏・鉦(神楽を中心としたものであった)が、同書およびその序文から窺われる。そうした近世里神楽成立の経過から見ても、同じ吉田神道社家どうしの関わりから、享保期以降、在来の春日神社大宮司重藤氏を中心とした田川郡の社家による神職神楽に、隣接の鞍手郡から藩界を超えて直方流が流入したのではなかったかと思われる。その点からすれば、春日神社の岩戸神楽は、豊前系とはいいながら企救、京都・築上各郡に広く分布している、赤幡神楽に代表されるいわゆる豊前神楽とは別の要素を持っているということになる。同じ田川郡にありながら、近代になって

赤幡神楽から伝授を受けたという赤村大内田の岩戸神楽とは明確に一線が画かれている。

田川市春日神社の現行岩戸神楽は間に二度の中絶期があっただけに、ある程度の変容をきたしていることは当然考えられることである。しかしその主要な部分については、神楽歌や問答の詞章等から見て、近世里神楽の内容が比較的崩れず伝承されているのを認めることができる。しかも、それが豊前系の神職神楽に筑前系の直方流神楽が混入したという特異な伝承形態を持つものだけに、藩域を超えた神楽の流伝という点からも注目すべきものと言える。出来得るならば、保存会の方々の熱意により、この神楽が現在の姿そのままに末永く伝承されて行くことを願ってやまない。

註
(1) 田川市史 民俗篇(2) 馬前山荘と春日大明神(第一・第二節一項)を照
(2) 慶安三庚寅 西七箇 彩色巻 西ノ前田村氏子中
庄屋 善左衛門

此西享保十年子冬五人取ル

一、天和三庚寅 御神楽殿を建立 折廻師 重藤武郎重次

願主 西ノ前田村惣氏子

御田主小笠原清江守公御武運長久如皇御安全所敬白

右之左様へ去ル迄至三乙卯皇上天降臨人民衆人皆皇國入信于時折廻師於神楽所安
田川島満足御始并始各村中神楽民安事皆神方加御故々敬神樂中紀田例神事建
立一宇

本願成就 明和七庚寅秋九月廿二日 後藤寺町

一、御神楽園7表

願主 北尾九兵衛
産地中 宮尾 拾左右衛門
上馬前田 藤五郎
下馬前田 助七
河原馬前田 忠平
見立村方頭 藤屋

一、岩戸神楽園1ツ彩色

願主 藤原得良藤舟
後藤寺町
願主 北尾金兵衛
神主 重藤國守
坂前上山田庄
磯崎 清白軒大三次

寛政三年壬午秋九月吉日

一、奉寄進 岩戸面平力男

川原馬前田村 原田 八八
人形町五丁目土御殿跡屋寄進者前四手下
坊師 新兵衛

- 以下、永代神楽科 七年(享保年中)文化十二年(略)
- (3) 田川市史 民俗篇(2) 神楽(3) 田川市史(3) 神楽(3)
- (4) 春日大明神、田川市春日神社の岩戸神楽(4) 西日本文化(1) 一九二二号 昭五八(4) 春日
- (5) 春日大明神、田川市春日神社の岩戸神楽(4) 西日本文化(1) 一九二二号 昭五八(4) 春日
- (6) 春日大明神、田川市春日神社の岩戸神楽(4) 西日本文化(1) 一九二二号 昭五八(4) 春日
- (7) 春日大明神、田川市春日神社の岩戸神楽(4) 西日本文化(1) 一九二二号 昭五八(4) 春日

御大宮司重藤彦作吉次 寛永之頃社職

式部丞藤原吉次

承応二年六月五日春日大明神御許及田吉田殿ニ始テ官位社先官ニ付社官出入至吟味可申旨

以御書被仰付共二付、郡内社家内田村野宮長良同上年上京御許并社家被近方御座候

(8) 石室尊俊『西日本神楽の研究』慶友社 昭五四、西島井正大『西日本神楽の伝承』文芸

出版 昭五四 ほか

(7) 序文に「余の予家傳官年中行事ヲ因ルニ神楽ノ源流大ニ田ハル。越ラクハ其ノ源ヲ
失フ。凡ソ吾國ハ神明下化之流理ニシテ神代ノ遺風所存セリ。故ニ吾國社々々神
ヲ神樂ト稱スルモノ在リ。其ノ目六有リ。曰ク神、曰ク舞、曰ク歌、曰ク舞、曰ク舞、
曰ク舞、曰ク舞、曰ク舞ニ於ケルヤ必ス舞ヲ常曲ト爲ス。」(原文は項文)

(8) 春日大明神、田川市春日神社の岩戸神楽(4) 西日本文化(1) 一九二二号 昭五八

編集後記

会誌の編集、発行はこんなにも難しく、労多いものであるうか。正直な感想です。昨年引き継ぎ編集委員会で議論となったのは、「どうすれば市民に読まれるか。」でした。研究成果の科学性を追求し簡潔さを心がければ、専門用語が多用され、一般読者にとっては難解な文章となりましょう。

逆に平易な文章で綴れば、多くの紙面を必要とします。研究と啓蒙を同時に行うのは容易なことではないのです。

しかし、研究発表はまず会誌が読者の手元にあつて、読まれなければ価値は生じないのではありませんから、ただ発行すれば良いわけではないでしょう。科学的な姿勢で内容があり、なおかつ読みやすい会誌とは、会員と執筆者、読者とが一体になって造りあげていくものでありましょう。御意見、御叱責をお願いしたいものです。

今号も、田川地域の歴史・自然を記録し、今後の研究素材となる資料・論文・講座などを掲載することができました。執筆いただいた方々に感謝申し上げます。また会誌の編集・発行におしめない協力をいただいている是澤印刷所の方々にお礼申し上げます。

(文責 小方 幸宏)

「郷土田川」第34号

1991(平成3)年3月31日発行

編集/発行

田川郷土研究会

〒825 福岡県田川市新町11

田川市立図書館内

☎(0947) 41-0384

発行人

泉 潔

印刷所

是澤印刷株式会社

〒825 田川市伊加利(白鳥工業団地)

☎(0947) 41-1646(代)